

国連人種差別撤廃委員会（CERD）の「早期警戒と緊急手続き」（Early warning and urgent procedures）

国連人種差別撤廃委員会は、「早期警戒と緊急手続き」の制度を設け、人種差別撤廃条約に対する深刻な違反と疑われる事態への緊急対応を行っている。

人種差別撤廃委員会が「早期警戒と緊急手続き」のもとで実施するアクションは、強い順に **decisions**（決議）、**statements**（声明）**letters**（書簡）の三通り。

今回の永住資格の取り消しを可能にする条文を盛り込んだ入管法改定案（2024年6月14日に可決成立）に対して、**2024年6月25日付**で日本政府に送付されたのは **letters**（書簡）。

- ・早期警戒措置は、既存の問題が紛争に拡大するのを防ぐことを目的としたもの。
- ・緊急措置手続きは、条約の深刻な違反の規模・数を防止、または制限するために、緊急に注意を必要とするような問題に対応するもの。緊急措置を実施する基準としては、例えば、深刻で大規模な、または持続的な人種差別のパターンの存在や、さらなる人種差別の危険がある深刻な状況など。

⇒今回の永住資格取消しに関しては、緊急措置手続きに該当。

日本についてはこれまで、2012年3月に人種差別撤廃委員会が、沖縄の辺野古における米軍の基地建設および高江のヘリパッド建設を地元の反対を押し切って進めようとしているのは、琉球/沖縄の人たちなどへの差別であるといった「書簡」を政府に送っている。これを受けて、政府は地元住民と協議しているなどと返信。それを受けて人種差別撤廃委員会は同年8月にふたたび「書簡」を出している。

<参照>

人種差別撤廃委員会（CERD）の「早期警戒と緊急手続き」のもとでとられたアクションに関する URL：

<https://www.ohchr.org/en/treaty-bodies/cerd/decisions-statements-and-letters>

Decisions, statements and letters

C. sent letters to States parties の項目に今回と2012年の「書簡」が掲載されている。

いずれのケースも、当該政府からの回答文書は掲載されていない。

作成：NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）